

初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会 規約

(名 称)

第1条 この団体は、初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、初音町、黄金町、日ノ出町周辺に拡散・増加傾向にある小規模飲食店により悪化した生活環境を改善し、将来的な住み良い街づくりを推進することを目的とする。

(組織の構成)

第3条 この協議会は、当該地区周辺の町内会、学校、PTA及び地権者等により構成する。

2 この協議会の中に、活動内容に応じて次の部会を置く。

- (1) 浄化推進部会
- (2) まちづくり推進部会
- (3) 大岡川環境整備部会
- (4) 広報イベント部会

3 会長は第2項の規定にかかわらず、必要に応じて部会を設けることができる。

4 部会には、部会長等の役員を置き、その選出は部会員の互選による。また、協議会構成員は複数の部会に参加することができる。

(役 員)

第4条 この協議会には、次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名、顧問若干名

(役員を選出)

第5条 会長及び副会長、監事は、総会において選出する。

また、会計及び顧問は総会の同意を得て会長が任命する。

(役員の任期)

第6条 役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、またその職を代行することができる。

3 顧問は、協議会活動の円滑な推進のために意見を述べるすることができる。

(会 議)

第8条 会議は総会とし、会長が招集する。また、必要に応じて役員及び部会長を構成員とする役員会を開催することができる。

2 総会は、協議会が行う事業の基本方針、事業計画、予算及び決算、規約の改正その他事業の企画運営に関して重要な事項を審議し決定する。

(経 費)

第9条 協議会が行う事業及び協議会の運営に関する経費は、この協議会に所属する団体からの負担金その他の収入をもって充てる。

(事 務 局)

第10条 協議会の事務局は、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター内に置く。

附 則 1 この規約に定めがない事については、その都度総会において諮るものとする。

2 この規約は、平成15年11月14日より発効する。

附 則 この規約は、平成16年11月27日から施行する。

附 則 この規約は、平成17年6月22日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年5月22日から施行する。

附 則 この規約は、平成21年5月28日から施行する。

附 則 この規約は、平成23年5月18日から施行する。